



# まながた

駐在所日より  
令和8年3月号  
真長田警察官駐在所

## 教えて！自転車の交通ルール

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、一般的な自転車は歩道の車道寄りをすくすく止まれるような速度で通行することができます。



①道路標識、道路標示で歩道を通行することができるとき



②13歳未満の方、若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき

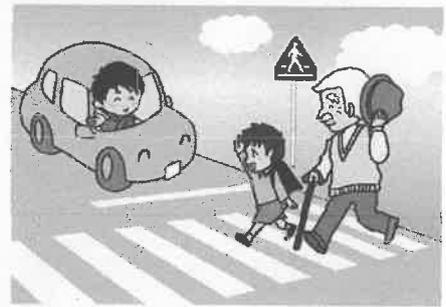
③車道又は、交通状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



## 高齢者の交通事故防止県民運動

### が実施されます！

山口県では、3月9日（月）から15日（日）までの間、高齢者を悲惨な交通事故の被害者にも加害者にもさせないため、「高齢者の交通事故防止県民運動」が実施されます。



地域や家庭で高齢者の交通事故防止について話し合うことも運動の参加につながります。

一人一人が、「思いやり」と「ゆずり合い」の気持ちを持ち、ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を心掛けましょう。

## 地域で子供を見守る活動の推進

県内では、子供に対する犯罪や、その前兆となる声掛け事案が多く発生しています。

新学期を迎えるにあたり、地域の防犯力を高めて子供を犯罪被害から守りましょう。

● 「ながら見守り」にご協力を！  
通学路などにおいて、防犯ボランティアの方が見守り活動を行っていますが、子供を犯罪被害から守るためには、地域の皆さんの協力が必要です。

そこで、地域の皆さんは散歩や買い物等の日常生活をしながら、



▲ 事業者の方は事業活動をしなが  
ら、子供の安全に気を配る「ながら  
見守り」にご協力をお願いします。

● 「ながら見守り」のポイントは？  
子供に対する声掛け事案等は、  
登下校時間帯の通学路で多く発生  
していますので、こうした時間帯、  
場所での子供の見守りが効果的で  
す。

万が一、

- 子供が被害に遭っているのを見た
- 子供が助けを求めてきたときは、すぐに110番通報しましょう。

裏面もあります

## 進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止

進学・進級時期は、生活環境や交友関係が変化することで、万引き等の非行や深夜はいかい等の不良行為をするようになっていたり、犯罪被害に遭ったりすることが危惧されます。

子供の非行や犯罪被害を未然に防止するためには、

- 服装が派手になる
- 言葉遣いや態度が乱暴になる
- 行先を告げずに外出する



など、何気ない子供の変化に注意し、その都度、指導や助言をすることが大切です。

また、進学・進級を機にスマートフォン等を持たせる場合は、

- インターネット上には、有害情報が氾濫していること
- SNSを通じて、子供が犯罪の被害者や加害者となる事案が発生していること

など、インターネットに潜む危険性を親子で十分に理解しておく必要があります。

子供を守るために、スマートフォン等にはフィルタリングを必ず設定するとともに、家庭でルールを決め、インターネットを安全に利用するようにしましょう。



## 知っていますか？信号機BOX・標識BOX

県警察では、道路標識や道路標示、信号機に関するご意見やご要望などをホームページで受け付けています。

- 「信号灯器が見づらい。」「信号機の青時間が短い。」など  
→ 信号機BOX
- 「道路標識が傾いている。」「横断歩道が消えそう。」など  
→ 標識BOX

その他にも、信号機や道路標識などについてお気づきの点がありましたら、ご意見・ご要望をお寄せください。



ご意見・ご要望は

こちらの「県警ホームページ」のバナーから

